

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

|  |          | 資料番号 |        | 24      | 担当課             | 建築住宅課 |
|--|----------|------|--------|---------|-----------------|-------|
| 法令名  | 宅地建物取引業法 | 根拠条項 | 第19条の2 | 許認可等の内容 | 宅地建物取引士資格の登録の移転 |       |
| <p>(登録の移転)</p> <p>第十九条の二 第十八条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。</p> |          |      |        |         |                 |       |